

- 全国の「交通空白」を解消するとともに、**新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備**するため、地方公共団体において、効率的な地域交通への見直しを含む**企画・立案**を行い、交通事業者や地元住民等の**関係者との調整**を進める**人材・組織の育成**等を行う取組への支援を行う。

対象主体

- **地方公共団体**又は地方公共団体を含めた**協議会**（都道府県が主体となり市区町村の職員等を対象に実施する場合も含む）
 - **地方公共団体と連携し**、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する**事業者** ※**首長からの推薦が必須**
- ※ 「交通空白」リストアップ調査へ回答している地方公共団体を対象とする取組に限る。
※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。

補助対象経費

地方公共団体等が行う持続可能な地域公共交通を実現するために必要な**企画・立案を行う人材又は組織を育成する事業**に要する経費
（①・②については、いずれかの実施を必須とする）

※必須

①組織の立ち上げ支援に関する費用 ※設備投資は対象外

…人材採用経費、業務マニュアルの整備、立ち上げ期の人件費（年度内に限る）、交通事業者や住民への周知・ブランディング 等

②持続的な地域交通の検討に関する費用（地方公共団体又は地方公共団体を含めた協議会が発注し導入・実施するものに限る）

…現地調査、データ購入・データベース構築・GISデータ化、データ分析委託・ツール導入 等



③人材育成に関する費用

…ワークショップ運営費、外部講師謝金、教材作成費 等

④関係者との連携体制構築に関する費用

…会議開催経費（有識者謝金、会場使用料、旅費等）、住民説明会、アンケート 等

⑤外部専門人材の登用

…事業目的・課題解決のために適切なノウハウやスキルを有する外部人材を登用する際の**人件費（費用の半額）**

補助率

定額補助（上限3,000万円）